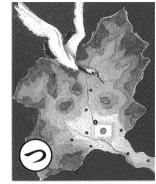




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日（金） 第10087号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（戦略企画課）	2
○群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（森林保全課）	2
○群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（技術支援課）	2
○群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（イベント産業振興課）	2
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（住宅政策課）	3
告 示	
○青少年に有害な図書類の指定（児童福祉・青少年課）	4
○解除予定保安林（森林保全課）	4
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○道路の供用開始（同）	5
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による市町村道整備事業の完了（同）	5
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による市町村道整備事業の廃止（同）	5
○指定納付受託者の指定（病院局経営戦略課）	6
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	6
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告（住宅政策課）	6
教育委員会告示	
○指定技能教育施設の廃止（高校教育課）	7
○指定技能教育施設の連携科目等の公示（同）	7
災害対策本部規程	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理課）	10
国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理課）	10
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（業務プロセス改革課）	12

規則

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十二号

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成三十年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書(固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解(平成二十年総務省告示第六百十九号)第一章第八に規定する行政サービス実施コスト計算書をいう。)」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の規定は、令和四年度分の財務諸表から適用する。

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十三号

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則(平成十二年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。
第十六條中第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とする。

別記様式第四号中「エムツ場」を「太陽光発電設備、エムツ場」に改める。
別記様式第十一号中

Table with 2 columns: 年 月 日, 年 月 日 (緑化等確認(1回目))

年 月 日(緑化等確認(2回目)) に改める。

1 「残置森林等の保全に関する協定書」を遵守すること。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十四号

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則(平成十六年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号を次のように改める。
四 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金(平成二年七月十日に財団法人群馬県森林・緑整備基金という名称で設立された法人をいう。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十五号

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一展示場の項中

Table with 3 columns: バック幕 (一枚につき一日), バック幕 (一枚につき一日), 吸音幕 (一枚につき一日)

に改め、同表共

通の項中

移動式スクリーン
一、五〇〇円

移動式スクリーン
六十五インチディスプレイサイネージ
一、五〇〇円
九、二〇〇円

床上型マイクスタンド
三〇〇円

床上型マイクスタンド
移動式音響設備
三〇〇円
七、一〇〇円

県旗
五〇〇円

表彰盆
一個につき一日
四〇〇円
五〇〇円

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十六号

群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号イ(4)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第七条第二項第四号中「厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳」を「療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その

他の事項の記載があるものをいう。)に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第100号

群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）第14条第2項の規定により、青少年に有害な図書類を令和5年3月31日、次のとおり指定したので、同項後段において準用する同条例第13条第3項の規定により公示する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	種別	題 名	雑誌コード 又は品番等	発行・制作 ・販売等
18207	書籍	雑草で酔う	ISBN978-4-8013-0410-9	株式会社彩図社
18208	書籍	アリエナイ工作事典	ISBN978-4-86673-249-7	株式会社三オブックス
18209	雑誌	ヤバすぎる裏ワザベストカタログ 2022	ISBN978-4-86673-308-1	株式会社三オブックス
18210	書籍	鍵開けマニュアル 第6版	ISBN978-4-7817-0223-0	株式会社データハウス
18211	書籍	人殺し大百科 第3版	ISBN978-4-7817-0249-0	株式会社データハウス

指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

◎群馬県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 藤岡市上日野字小柏大半寺153の2、153の3・153の4（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	丸山葉鹿線	太田市丸山町1439番地先から同市同1441番地先まで	前	10.7～12.0	29.7
			後	12.0～12.3	29.7

◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	丸山葉鹿線	太田市丸山町1439番地先から同市同1441番地先まで	令和5年3月31日

◎群馬県告示第104号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定により行った市町村道の整備事業は、次のとおり完了した。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一太

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了
麻生小平線	多野郡神流町大字森戸字柿平394-1地先から同郡同町大字小平字元郷408地先まで	道路改築 (道路改良)	令和5年3月31日

◎群馬県告示第105号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定により行おう

とした市町村道の整備事業は、次のとおり廃止する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

路線名	工事区間	工事の種類	工事の廃止
麻生小平線	多野郡神流町大字小平字古田578-1地先から同郡同町大字同字同630-1地先まで	道路改築 (道路改良)	令和5年3月31日

◎群馬県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群銀カード	令和5年3月24日	群馬県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第61号）第7条及び第8条に規定する料金
東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社	令和5年3月24日	群馬県病院事業の設置等に関する条例第7条及び第8条に規定する料金

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字八反1621-2	館林市松沼町3番1号 松沼町第2住宅-601 柿沼昌子
2	佐波郡玉村町大字上新田1888-5、1888-7、1889	佐波郡玉村町大字上新田1889番地 医療法人弘洋会 理事長 田口勉
3	佐波郡玉村町大字下茂木852-1	佐波郡玉村町大字下新田549番地1 クレールII202 齋藤弘樹、齋藤秋帆

群馬県住宅供給公社が安中市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

群馬県住宅供給公社 理事長 中島 聡

- 1 安中市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 安中市市営住宅等設置条例（平成18年安中市条例第180号）別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

名称	所在地	廃止の時期
藤岡准看護学校	群馬県藤岡市藤岡1860-1	令和5年3月31日

◎群馬県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の規定により、指定技能教育施設の連携科目等を、次のとおりとし、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

技能教育のための施設の名称及び所在地	連携措置に係る科目	対応する高等学校の科目
前橋市医師会立前橋准看護学校 前橋市岩神町二丁目3番5号	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護

	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習
高崎市医師会看護専門学校 准看護学科 高崎市問屋町四丁目8番地11	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習
桐生市医師会立桐生准看護学校 桐生市元宿町18番地2	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習
富岡市甘楽郡医師会立富岡准看護学校 富岡市七日市553番地1	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護

	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習
吾妻郡医師会立吾妻准看護学校 吾妻郡中之条町大字伊勢町25番地9	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習
沼田准看護学校 沼田市上原町1801-68	看護概論 基礎看護技術	基礎看護
	人体の仕組みと働き	人体の構造と機能
	薬理 疾病の成り立ち	疾病の成り立ちと回復の促進
	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	健康支援と社会保障制度
	母子看護	母性看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	看護臨地実習

災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

群馬県災害対策本部長 山本 一太

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事戦略部の部情報通信ネットワーク班の項の次に次のように加える。

交通対策班	一 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。 二 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関すること。
-------	--

別表第一県土整備部の部交通対策班の項を削り、同部施設対策班の項に次の一号を加える。

四 群馬ヘリポートの供用に関すること。
別表第二知事戦略部の部中

情報通信ネットワーク班	業務プロセス改革課長
-------------	------------

を

情報通信ネットワーク班	業務プロセス改革課長
交通対策班	交通イノベーション推進課長

に改め、同表

健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉応援班の項中

「国保護課長
ワクチン接種推進課長」

を「国保護課長」に改め、同表産業経済部の

「国保護課長
県営ワクチン接種センター運営課長」

の部産業経済部長の款産業経済応援班の項中

「イベント産業振興課長」

「eスポーツ・新コンテンツ創出課長」を「eスポーツ・クリエイティブ推進課長」

に改め、同表県土整備部の部県土整備部長の款交通対策班の項を削り、同表施設対策班の項を次のように改める。

施設対策班

都市整備課長

都市計画課長

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

国民保護対策本部規程
緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号

群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太

群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事戦略部の部情報通信ネットワーク班の項の次に次のように加える。

交通対策班	一 公共交通機関に係る武力攻撃災害に関する情報の収集に関すること。 二 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関すること。
-------	--

別表第一県土整備部の部交通対策班の項を削り、同部施設対策班の項に次の一号を加える。

四 群馬ヘリポートの供用に関すること。
別表第二知事戦略部の部中

情報通信ネットワーク班	業務プロセス改革課長
-------------	------------

を

情報通信ネットワーク班	業務プロセス改革課長
交通対策班	交通イノベーション推進課長

に改め、同表

健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉応援班の項中

「国保援護課長

ワクチン接種推進課長

県営ワクチン接種センター運営課長」

を「国保援護課長」に改め、同表産業経済部

の部産業経済部長の款産業経済応援班の項中

「イベント産業振興課長

eスポーツ・新コンテンツ創出課長」

を「eスポーツ・クリエイティブ推進課長」

に改め、同表県土整備部の部県土整備部長の款交通対策班の項を削り、同表施設対策班の項を次のように改める。

施設対策班

都市整備課長

都市計画課長

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和5年度パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の賃貸借 ノート型パソコン1,300台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課ほか207か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年4月14日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月11日（木）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県知事戦略部業務プロセス改革課へその旨を連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売

又は貸付実績を有することを証明した者であること。

(9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課デジタル基盤室デジタル基盤係 電話 027-226-2332（ダイヤルイン） 電子メール admnet@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和5年3月31日（金）から同年4月14日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は、法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和5年4月24日（月）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和5年4月24日（月）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年5月12日（金）午前10時30分 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁16階161会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月11日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県知事戦略部業務プロセス改革課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「パーソナルコンピュータ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the required items: Notebook-sized Personal Computer: 1,300 units

(2) Lease period: From October 1, 2023 to September 30, 2028.

(3) Place of use: The Business Process Reengineering Division (Department of Gubernatorial Strategy) of GunmaPrefecture, will also be utilized in 207 other sections.

(4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from March 31 - April 14, 2023 to the E-mail prescribed in below (6)

(5) Date and time for submission of tenders: 10:30 a.m. May 12, 2023 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. May 11, 2023)

(6) Inquiries: Business Process Reengineering Division: Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2332(Japanese language only), E-mail admnet@pref.gunma.lg.jp

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
